

凡例

●●●● 対象事業実施区域 - - - 都県境 - - - - 市区町村境

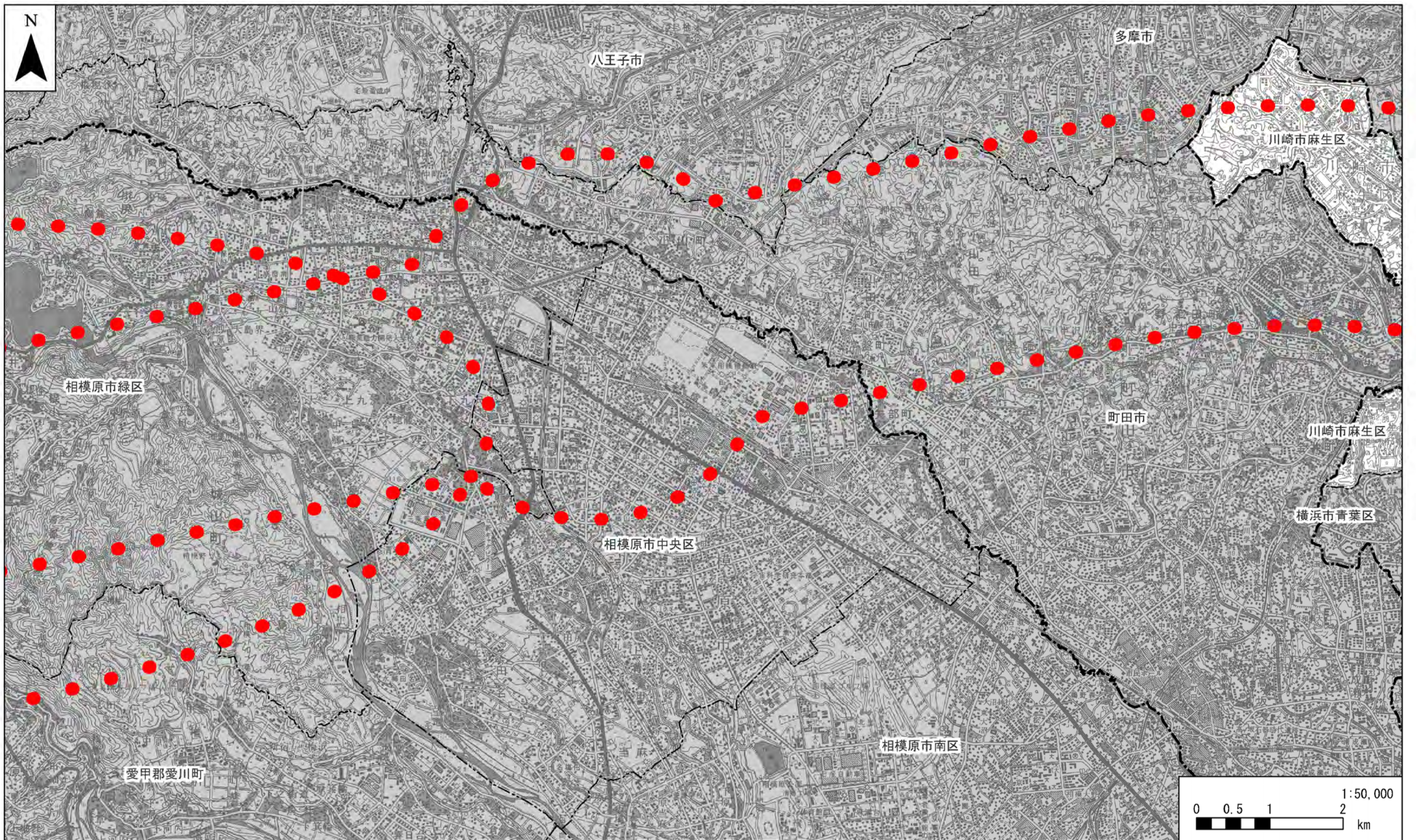
— 内共第12号

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「東京都公報（増刊34）」（平成15年5月30日、東京都公報）

図2-1-3-12(1) 内水面漁業権図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県境
- 市区町村境
- 内共第12号

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. 本図には、内水面漁業権はない。

資料：「東京都公報（増刊34）」（平成15年5月30日、東京都公報）

図2-1-3-12(2) 内水面漁業権図